

## 令和6年度等級等ごとの職員の数の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初（令和6年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数を公表します。

### 1 三川町一般職の職員の給与に関する条例

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務	17	20.0%	主事	10	34	40.0%	係員級
	2 技師の職務			主事補	5			
	3 主事補の職務			保育士	1			
	4 技師補の職務			幼稚園教諭	-			
	5 保育士及び教諭の職務			保健師	1			
	6 保健師の職務			計	17			
2級	1 高度の知識経験に基づき 困難な業務を分掌する主事の 職務	17	20.0%	主事	11	34	40.0%	係員級
	2 町長が前号と同等と認め る技師、保育士、教諭及び保 健師の職務			保育士	2			
				幼稚園教諭	2			
				保健師	2			
				計	17			
3級	1 係長及び主任の職務	24	28.2%	係長	11	24	28.2%	係員級・ 係長級
	2 町長が前号と同等と認め る技師、保育士、教諭及び保 健師の職務			主任	7			
				主任保育士	1			
				保育士	2			
				幼稚園主任教諭	(1)			
				幼稚園教諭	2			
				保健師	1			
				計	24			

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	1 主査の職務	6	7.1%	主査	3	6	7.1%	主査級
	2 副園長の職務			副園長	2			
	3 高度の知識経験に基づき 困難な業務を分掌する係長の 職務			係長	1			
	4 職務の複雑、困難及び責 任の程度が前各号と同程度と して町長が別に定める職務			計	6			
5級	1 副主幹の職務	12	14.1%	副主幹	-	12	14.1%	課長補佐級
	2 課長補佐、室長補佐の職 務			課長補佐	10			
	3 局長補佐の職務			室長補佐	1			
	4 職務の複雑、困難及び責 任の程度が前各号と同程度と して町長が別に定める職務			局長補佐	1			
				計	12			
6級	1 会計管理者、課長、室長 及び主幹の職務	9	10.6%	会計管理者	(1)	9	10.6%	課長級
	2 議会事務局長、農業委員 会事務局長の職務			課長	7			
				室長	1			
				議会事務局長	1			
				農業委員会事務局長	(1)			
				計	9			
合計	85	100.0%	※ ( ) 書きは兼務					